

# 拾玉集伝本考

## 石川

### 一

慈円の家集「拾玉集」は六家集中随一の量を誇る大部の歌集で、懷紙旧草・贈答歌などの詞書から当時の歌壇状況を垣間見ることができるなど、重要な資料的価値を有している。しかし、死後百年余りを経た他撰家集であるため、構成・成立などにさまざまの問題を孕んでいる。本稿はこの拾玉集の伝本についての調査報告と成立についての私論を試みるものであるが、まずⅠ章で拾玉集伝本の奥書を通しての概要を述べ、Ⅱ章では特異な価値を有する支子文庫本の内容を検討することから成立に関する考察を進めたいと思う。

### Ⅰ 章

#### 一 伝本の系統について

拾玉集伝本は比較的多く存し、部分的詠草の独立して伝えられるものや抄出本を除くと次の四系統に分類できる。前稿「青蓮院本拾玉集の成立について」(和歌文学研究40号・昭54)では五巻本。七巻本の二系統に大別したが、ここでは便宜上四系統に細分する。

こととする。

第一の五巻本系統には①青蓮院蔵本(未見)。多賀宗隼編『校本拾玉集』に翻刻。②書陵部御所本(501・51)和歌史研究会編『私家集大成中世I』に翻刻。③高松宮蔵本(る249・高20)④陽明文庫蔵本(ロ・ニ)が含まれる。収録歌数は約六千首である。

第二の改編五巻本系統(七巻本に無い歌を五巻本で補い五巻本に改編したもの)には⑤京都大学図書館蔵本(4・23・ロ・5)⑥天理図書館蔵本(911・ニ・イ・163)⑦鶴舞図書館藏河村秀穎旧蔵本(河・シ・94)⑧島原公民館松平文庫蔵本(136・4)⑨関西大学図書館蔵「慈円家集」本(911・248)⑩神宮文庫蔵本(文1457)⑪筑波大学図書館蔵本(ル216・191)⑫久曾神昇氏蔵本(未見)。「広本拾玉集の紹介」日本文学史研究9号・昭26に掲る)⑬神宮文庫蔵本「異本」(文1208)⑭早稻田大学図書館蔵本(ヘ・4・608)上戸学園女子短大紀要9・10号(昭54・55)に翻刻。⑮書陵部日野本(265・1105)が含まれる。

第三の七巻本系統には⑯版本六家集本。国歌大観・国歌大系・

慈円全集に翻刻。⑦書陵部藏本(15・16)⑧書陵部梶井宮本(15・33)⑨書陵部桂宮本(35・101)が含まれる。収録歌数は約四千首であり、巻数が多くても七巻本系統の方が五巻本系統より歌数が少ない。

第四のその他の系統(五巻本・七巻本という分類にあてはまらないもの)としては⑩筑波大学図書館蔵「慈鎮和尚詠拾玉集之外」(ル216・15)⑪書陵部藏「慈鎮和尚詠拾玉集之外」(50・776)⑫国会図書館蔵「拾玉集異本拾遺」(20・27)⑬書陵部御所本「慈鎮百首十一箇度」(50・76)⑭支子文庫蔵本(91・シ・6)福岡女子短大紀要17~22号(昭54~56)に翻刻。このうち⑪から⑬までは研究的にみて七巻本が版本六家集として流布したために、拾玉集はすべて七巻本とみなされたことから派生したものである。すなわち五巻本の残欠本はすべて「異本」とされ、⑮神宮文庫本「異本」も⑯早稲田大学図書館蔵本も藏書目録には「異本」と記されている。その結果、五巻本の残欠本から七巻本と重複する歌を除いた部分が⑭のようにな「異本拾遺」とか、⑮⑯のようにな「拾玉集之外」という外題が付されているのである。

研究史については、多賀宗隼氏によつて五巻本系統の最善本①

青蓮院本の紹介がなされたことが重大な契機となる。青蓮院本は拾玉集成立論の核となるものなので、この本の紹介以前の諸論考は個々の伝本の紹介という意味において評価されるべきである。この青蓮院本の成立に関しては、前掲多賀宗隼氏「校本拾玉集」の解説「間中富士子氏「青蓮院本拾玉集に就て」(鶴見大學紀要11号・昭48→『慈鎮和尚及び拾玉集の研究』)の論考があ

る。これらは「和尚御詠類聚事」という跋と尊心による校合奥書の検討から成立を扱つたもので、多くの示唆を含んでいる点評価すべきであるが、まだ疑問として残されたことは多い。前掲拙稿「青蓮院本拾玉集の成立について」はこの疑問点について私見を述べたものである。

さらに間中氏は「嘉曆類聚本(異本)について」(鶴見大學紀要10号・昭47→前掲著書)の中で⑯神宮文庫本「異本」が五巻本系統の卷三・卷四に相当することを論じてゐる。また筆者は⑯早稲田大学図書館蔵本について「早大本拾玉集の価値—曼殊院本との関係について」(笠間書院刊『中世文学資料と論考』所収)の中で改篇五巻本系統の卷二に相当する零本であることを論じ、さらに詳しい校異・注記から他の諸本関係に言及することができ、かつ現在行方不明の曼殊院本(七巻本の原本もしくはそれに近いと考えられる)の原態をある程度復元する価値があるとした。以上の論考によってようやく各系統間の位置についての外郭が明確になってきたのであり、また七巻本系統を再び評価する必要がでてきたのである。

また最近⑭支子文庫本についての紹介がなされ、西丸妙子氏が「支子文庫本拾玉集について」(語文研究51号・昭56)の中で論述されているように、この本はおそらく五巻本・七巻本両系統の祖本に遡りうる唯一の本と思われる。この本の貴重な価値については、西丸氏への反論を含め後章で詳述したいと思う。

## 二 伝本の概要について

ここでは各系統の奥書内容の検討を進めながら伝本の概要を述

べていきたい。次の資料(一)は奥書の一覧である。

第二帖  
通照金剛花押（尊応）……………B<sub>1</sub>

第三帖  
従室町殿恩賜之五冊一部本也  
准三宮花押（尊応）……………B<sub>2</sub>

第四帖  
自室町殿賜之五帖之内也大乘院宮御類聚之正体被出之  
一部写進之次加校合直付之而已  
于時文明三年春記之  
羊僧花押（尊応）……………B<sub>3</sub>

第五帖  
和尚御詠類聚事  
依大樹准三后嚴命以祖師贈一品大王御類聚之正本五冊  
一部写進之時為其御報謝所替給之本一部五帖之内也

延暦寺前住尊応記之  
度々御百首嘉曆之比類聚已訖今所残懷紙旧草自然操作  
諸人贈答等也重集之仰瑞子丸令清書先年書始之後經十  
九年其間天下變革世上騷亂幾許哉而今真俗畫籍曾不紛  
散金玉篇什重終書寫偏是護法天等冥助祖師和尚之擁護  
也不堪欣悅聊述由致于時貞和二年五月廿二日吉水末流

尊円親王記

もしほ草なをかきそへて和歌のうらにのこれる玉も  
ひろひつくし

瑞子丸書進之時雙紙裏希ニ書付哥

いにしへの和歌のうらはのもしほ草しらてかきそへ

跡やのこらむ

の道……………A

cf 神宮文庫本「異本」には 1 「旧」は「旧草」、2 「云  
々」は「々々」、3 「嘉曆」は「嘉応」とある。

\*五巻本系統（青蓮院本による）

第一帖

祖師大乗院贈一品大王令類聚給以拾玉集正本遂校合了

文明三年三月四日記之 花押（尊応）

自室町殿所令持領之一部五帖之内也

資料(一) 奥書一覧（年代の古い順）

\*嘉曆類聚本系統（支子文庫本による）

右慈鎮和尚御詠等採摭旧仰慶運令類聚之

斯言若墮将来可悲云々今任先賢之金言

令集祖師玉章偏存真俗一致之旨莫貽

内外異端之翫于時嘉曆三年五月廿一日

難波津末流我立社不才記之

書進此草子文次 慶運詠之

あひにあひてまたみかゝるゝいにしへの玉のひかりや君を  
照さん

もしほ草むかしの跡にかきつめていく万世か玉をひろはん

御かへし

いにじへの玉もひかりをさしそへて我そかゝけむ法の灯

しるへする友そ嬉しきあらましのすゑとをりぬるしきしま

の道……………A

cf 神宮文庫本「異本」には 1 「旧」は「旧草」、2 「云  
々」は「々々」、3 「嘉曆」は「嘉応」とある。

尊円親王記

もしほ草なをかきそへて和歌のうらにのこれる玉も

ひろひつくし

瑞子丸書進之時雙紙裏希ニ書付哥

いにしへの和歌のうらはのもしほ草しらてかきそへ

跡やのこらむ

\* 七巻本系統（版本六家集本による）

和尚御詠類聚事（右に同じ）

此拾玉集者申請竹内門跡御本七冊書写之處不審繁多也

仍申出青門御本五冊再三比校而正焉之差誤尤可為証本

者也

文禄第三暦林鐘初二 丹山隱士玄旨 在判……C

\* 改編五巻本系統（京大本による）

和尚御詠類聚事（右に同じ）

此拾玉集申請竹内門跡御本七冊書写之處不審繁多仍申出

青門御本五冊比校之所至四卷之中程其後之足如今以彼御

本書加冊數等改之可為証本者也……D

c 神宮文庫蔵本には、七巻本の奥書きと同じ年月日と幽

斎の署名がある。

嘉曆類聚本系統の奥書きAは⑬神宮文庫本「異本」と⑭支子文庫本に付されている。今支子文庫本に拠ったが、神宮文庫本「異本」との校異を後に付け加えた。校異記載の年号については、尊円親王は嘉応年間（一一六九～一二七一）に生きていようはずではなく、「嘉曆」の方が正しいことを念のため記しておく。これによると嘉曆三年（一二二八）尊円親王の命に依り慈鎮和尚の御詠が類聚せしめられたことがわかる。ただし、神宮文庫本「異本」は前述したように五巻本系統の巻三と巻四に相当する残欠本であり、この奥書きをもつてはいても嘉曆類聚の段階を伝えてはいない。また支子文庫本もおそらく残欠本であって、そのまま嘉曆類聚本の原形という図式は危険である。これについては後で補足したい。

五巻本系統については成立事情がわかるのは尊応の校合奥書きの①青蓮院本だけである。青蓮院本第五帖にB<sub>5</sub>「和尚御詠類聚事」という跋がある。この跋を七巻本系統以下はほとんどの伝本が存していて、それによると「嘉曆之比」に百首の類聚が為され、その後「懷紙旧草自然擬作諸人贈答等」を増補し、十九年後の貞和二年（一一四六）に書写を終了したことがわかる。しかしながらこの跋の内容は青蓮院本そのものの成立事情ではなく、第一帖の校合奥書きにいふ尊円親王類聚本（いわゆる「正本」と呼ばれるもの）の成立事情なのである。また青蓮院本には第一帖から第四帖まで尊応の校合奥書きB<sub>1</sub>～B<sub>4</sub>が付されている。「祖師大乘院贈一品大王」とは尊円親王をさし、「室町殿」「大樹准三后」というのは足利義政である。これらの校合奥書きから、現存の青蓮院本が文明三年（一一四七）に足利義政より賜った本（以後義政恩賜本と呼ぶ）を底本として、尊円親王類聚本（以後「正本」と呼ぶ）で校合したものであることがわかる。また青蓮院本には多くの異同が書入れられていて、その校合に用いた本の略号も「正本」「校本」「証本」「本」「仙洞本」「イ本」とさまざまである。しかし本文異同で「正本」を示す記号はほとんどなく、また注の記載などからも、「校本」「本」「証本」は「正本」とみてよい。「仙洞本」「イ本」は「正本」以外に校合に用いられた本で、この場合詳細に「正本」と区別しているし、注記（古今歌百首の跋の後に付載されているものなど）の中にみるよう尊応の手で施されたことがわかる。ともあれ従来の研究では底本の義政恩賜本と校合に用いられた「正本」の位置を明確にとらえていなかったのであ

る。これについては前掲拙稿「青蓮院本の成立について」を参照されたい。なお「正本」は現存せず、青蓮院本の校異・注記に拠つてはじめてその概要を知ることができることを付け加えておく。

七巻本系統については肝腎の曼殊院本の所在がわからず、今のところ同系統の⑯版六家集本・⑰書陵部七巻本を以って代用するしかないが、この二本共にB<sub>5</sub>「和尚御詠類聚事」の後に細川幽斎の奥書Cがある。奥書にいう「竹内門跡」とは曼殊院のことで、代用の二本は文禄三年（一五九四）曼殊院本を青蓮院本で校合したものであることが示されている。

改編五巻本系統にはB<sub>5</sub>「和尚御詠類聚事」の後に奥書Dがある。それには⑩神宮文庫五巻本を除きすべての本に書写年月日が付されていない。またこの神宮文庫五巻本の年月日も七巻本系統の奥書と同じ「文禄三年林鐘初二」で幽斎の署名があるのだが、「鳥焉之差誤を正す」（七巻本系統奥書）という内容にみると幽斎性がないようである。七巻本系統の幽斎奥書と前半が似かよっていることから、おそらく文禄三年からあまり隔っていない頃に幽斎によって校合・増補が為されたのではないだろうか。この奥書から、曼殊院本を青蓮院本で校合したところ、四巻の中程から不足していたので、その部分を青蓮院本で補い五巻本に冊数を改めたということがわかる。

以上のように各系統の奥書をみてきたわけだが、「七巻本を五巻本で校合する」という表現があるので、各系統の内容を比較検討してみる必要があると思われる。

まず五巻本系統は七巻本系統と比べて約千数百首多いことを前述したが、さらに具体的に比較してみたい。五巻本系統は十題百首・廿題百首を欠脱している。七巻本系統はこの二百首を有しているが、反対に五巻本系統にある春日百首草・難波百首・送佐州百首・仙洞百首・正治二度百首・内大臣家百首の六百首を欠脱している。さらに五巻本系統の卷四懷紙旧草雜載部分の後半（『校本拾玉集』番号では4781～5427）も欠脱している。また北山樵客百首については、五巻本系統は良経の南海漁父百首と番われて百番歌の形態となっているが、七巻本系統では慈円の北山樵客百首のみ収録されている。

したがって両系統の折衷本ともいべき改編五巻本系統は両系統にそれぞれ欠脱している十題・廿題の二百首と春日百首草以下六百首はもちろんのことながら、卷四の後半（4781～5427）も有している。また北山樵客百首に関しては七巻本系統と同じように慈円の北山樵客百首のみ収録している。

### 三 各系統間の関係について

#### 奥書内容と伝本の概要を明らかにしたところで、次に成立論考の問題点について述べていきたい。

まず五巻本と七巻本の二系統がはたしていかなる事情によってできたのであろうか。文禄三年幽斎奥書に七巻本なる曼殊院本が唐突に出現しているが、一体この曼殊院本が何を祖本としているのかという問題もある。従来の伝本研究<sup>6</sup>では「元來五巻本であったものを取捨選択して七巻に整正分類する」としているが、曼殊院本には青蓮院本の欠落している十題百首・廿題百首を有して

いるなど内容の比較によって「取捨選択」したものでないことは明白である。そこで筆者はこの現存をみない曼殊院本を何とか追跡しようとしたのである。改編五巻本系統は曼殊院本を底本として青蓮院本で校合し不足分を青蓮院本で補い五巻本に改められたものであるので、その校合の際付された校異・注記を手がかりとして、底本の曼殊院本系統本（以下単に曼殊院本と言う）をある程度想定できるのである。また、この改編五巻本系統の注記の中に「私云此写本証本ニ同不及改之」（この注記は⑭早稲田大学図書館蔵本に掲り、「写本」とは早大本、「証本」とは「正本」をさす）とあるものに着目して校異・注記を逐一検討することから、青蓮院本の注記にいう「正本」とこの想定しうる曼殊院本が似かよっていることを確認したのである。こうした意味において七巻本系統の価値を再評価すべきであると前述したのである。詳しくは前掲拙稿「早大本拾玉集の価値——曼殊院本との関係について」を参照されたい。

次の問題は青蓮院本の底本である義政恩賜本の祖本は何かといふことである。文明三年の時点では義政恩賜本は「正本」と対校する価値があると認められたのだが、双方共に嘉曆類聚の段階を経ていることは百首の配列からもあきらかである。しかしながら百首歌の内容をみると、（十題百首・廿題百首の欠脱は書写の際に單なる脱漏かもしれない）廿五題百首や八幡百首などの本文に大きな異同がみられる。同じ類聚段階を経ているにもかかわらず、これらの異同の意味するところは何であろうか。このあたりの事情を明らかにするために嘉曆類聚の段階を伝

える系統の本を検討する必要があるのでと思う。

嘉曆類聚の事情を伝える奥書Aを有するものは⑯神宮文庫本「異本」と⑰支子文庫本の二本であるが、神宮文庫本「異本」はこの奥書きを持ってはしても嘉曆類聚の段階を伝えてはいないので、支子文庫本は非常に貴重な本であると言える。この支子文庫本については西丸妙子氏の詳しい論考があるので併せて参照されたい。支子文庫本が尊円親王による嘉曆類聚本系統の本であるとする氏の考察は正しいと思うが、次章ではさらに別の角度から支子文庫本を検討し、諸本成立の問題点を考察していただきたいと思う。

## II 章

支子文庫本は上下二巻から成り、そのうち上巻は七巻本系統の卷一（初度・述懷・堀川・取集・日吉・御賛讃・厭離の各百首）と卷七（詠暮春和歌から／君か世に千とせくらへを）に全く符合する。このように収録状況が七巻本系統に類似しているのは偶然ではないと思われる。下巻も八幡百首と中間の雜載部分を除くと七巻本系統の卷六（四季雜各廿首百首・秀歌百首草・厭離欣求百首・句題百首・略秘贈答百首・古今歌百首）に符合するので、さらに詳しく下巻を検討していきたい。下巻の内容は(1)八幡百首『校本拾玉集』番号では261～271、以下同様)・(2)八幡宮法楽和歌二十首(698～611)・(3)四季雜各廿首百首から厭離欣求百首(3172～3474)・(4)雜載部分(521～547)・(5)厭離欣求百首の末尾から古今歌百首(3475～3885)である。この個々の部分について、青蓮院本と比較検討してゆくこととする。ここで青蓮院本を比較に用いるのは、

その注記にいう「正本」との異同を明確にするためである。

### 一 八幡百首の問題

最初の(1)八幡百首は法華經から百句<sup>(8)</sup>とりだし、それを題としている。因みに支子文庫本は一題一首の形態であり、青蓮院本は一題につき数首収録されている個所が三十五題ある。この三十五題(1)から(3)の番号を付す)について青蓮院本内部の徵証をみていくと、必ず尊応の校注もしくは合点(一題一首の部分の歌にはとんど付されている)が施されているので一覽表にしたのが資料(2)である。歌番号は『校本拾玉集』に拠り、その下に支子文庫本の有無を○×で示し、また内部徵証のうち尊応の校注には「」を付けて明記する。

(3)	(2)	(1)	題	歌番号	有無	資料(2)	
						号番	青蓮院本の記載
猶如火宅	五千人等：	如是我聞	二六一四 一五 一六 一七	行間に書加らる 校証本「此三首被入之」 ……「合点之分清書」 「此歌本無之」	○×		
二六四〇 四一 ○×	二六二一 二八 ○×	(合点)					
「校本無此御歌」							

(12)	(11)	(10)	(9)	(8)	(7)	(6)	(5)	(4)
移諸天人：	法化最第一	權化作此城	現世安穩	二六五七 五六	止宿草庵 二六五二 ○×	淨仏國土 二六四九 五〇	無上寶聚 二六四六 四八	悉是吾子 二六四三 四四〇
二六七八 八〇 七九 ××	二六七三 七四 ○×	二六六七 六八 ○×	「本無之」 (合点) 行間に書加らる「本入之」 (合点)……校異アリ	〔本不被入〕 (合点)	〔本不入之〕 (合点) 行間に書加らる「本此歌也」			(合点) 「校本不入之」
(合点)	「本不入之」							

(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(15)	(14)	(13)
加医善方便	無有生死	父少而子老	我常遊諸國	不可得聞	在於閑處	我不愛身命	龍女成仏	又聞成菩提	諸寶樹下
二七〇八〇 九 ×	二七〇四〇 五 ×	二七〇二〇 三 ×	二七〇一〇 一 ○	二六九七〇 九八 ×	二六九五〇 九六 ○	二六九三〇 九四 ×	二六九〇〇 九一 ×	二六八七〇 八九 ○	二六八二〇 八三 ○
(合点)	「本不被入之」	(合点)	(合点)	(合点)	(合点)	(合点)	(合点)	(合点)	(合点)

行間に書加らる  
「校本 = □書入一首不被入」  
「此歌不入之」  
「此歌不入之」  
「此歌一首被入之」(合点)  
(合点)……校異アリ

(22)	(21)	(20)	(19)	(18)	(17)	(16)	(15)	(14)	(13)
羅刹女等	無諸衰患	以種々形：	便得離欲	廣宣流布	如渡得船	最為第一	皆與衆相：	得入無上道	
二七五〇〇	二七四八〇 四九 ×	二七四五〇 四五 ×	二七四一〇 四二 ×	二七三五〇 三六 ×	二七三三〇 三四 ×	二七二九〇 三三 ×	二七一七〇 一八 ×	二七一〇〇 一一 ×	
(合点)	「本不被入之」	(合点)	(合点)	(合点)	「本不入之」	(合点)	「本不入之」	「本不入之」	「本不入之」

五一×（合点）

（33）	善知識者	二七五三〇	「本ニ不被入之」
		五四〇	（合点）

（34）	成就四法	二七五五〇	「本ニ不入之」
		五六〇	（合点）
		五九〇	（合点）

（35）	作礼而去	二七五八〇	（合点）
		五六〇	（合点）
		五九〇	（合点）

校注にいう「校本」とは専円親王類聚の「正本」をさすことは前述の通りである。右表より支子文庫本の歌と「正本」の歌との関係に次のような法則がみられる。

i 合点が×印と一致（一題二首）もしくは×印に含まれる（一題三首以上）場合

校注によつて「正本」にある歌はすべて×印の施されたものであり、支子文庫本の歌は「正本」には無いことがわかる。

ii 合点が×印と一致しない（つまり合点が支子文庫本の歌にあら）場合

(1) 姉のように支子文庫本の歌に校異があり（つまり支子文庫本の歌も校本「正本」に入れられている）、「正本」は×印を施されたものと支子文庫本の歌すべてを含有することがわかる。

### iii 合点がない場合 （2）（9）（11）（15）（16）

校注によつて「正本」の歌は×印を施されたものであり、支子文庫本の歌は「正本」には無いことがわかる。

収録歌の出入りについては以上のことがいえるが、これらを総整理すると、この八幡百首について次のことが言える。（1）支子文庫本のようない題一首の形態の本（甲本と呼ぶ）が存在すること、（2）ii のように「正本」と支子文庫本の歌が重複する場合を除き、支子文庫本の歌以外の歌を載せる本（一題につき数首収録されている形態で「正本」に同じ、乙本と呼ぶ）が存在すること、

（3）vi の「合点之分清書」という校注や合点の意味などから、「正本」の合点が付いている歌を清書した本（一次清書本、丙本と呼ぶ）が存在したこと、（4）乙本の存在することから、現在の青蓮院本（甲十乙のとり合せ本）から一題につき一首ずつ採り出したとは考えられないことなどである。また丙本（一次清書本）と甲本（これも清書本）の関係については推定の域を出ないが、さしかえでもあったのだろうと考えている。

ここで現在の五巻本と七巻本におけるこの百首の形態について考えてみたい。一題につき二首以上の歌が記されている三十五題について、五巻本と七巻本では、一題中の歌の配列が異なつてゐるもののが多くある。西丸氏の前掲論文ではこの現象を偶然ではないしながらも、その歌の配列順序が異なる理由は不明としている。そこで甲本・乙本との関係を併せて考えることにしたい。

前章で七巻本系統の底本である曼殊院本と「正本」との密接な関係について述べたと思う。曼殊院本を青蓮院本で校合するという七巻本系統の成立状況を考え併せると、「正本」(乙本)に青蓮院本(甲十乙本)で補ったものが七巻本系統と一致することがおよそ考えられる。そうすると青蓮院本の歌のうち甲本の歌と乙本の歌をそれぞれA・Bとして、乙本の歌Bが後に位置する場合(青蓮院本の歌はA・Bの順序)は、BをA・Bで補うとB・A(七巻本の順序)となり、五巻本と七巻本の歌の配列順序が逆になる。また乙本の歌Bが前に位置する場合(青蓮院本の歌はB・Aの順序)は、BをB・Aで補うとB・Aとなり、五巻本と七巻本の歌の配列順序は一致する。つまり、この現象は決して偶然ではなく、青蓮院本における甲本・乙本の歌の位置に拘って決定づけられるのである。

以上のように収録歌及び歌の配列順序においても尊応の校注が

### 資料(三)

		題	
		歌番号	
若有聞是法	止々不須説	A	
2635	2626		
いるなみの	宣奉初も請にこそよれ	B	
いるなみは	こふによりてし君がことのは	諸本	
A	A	底本 (義政本)	青蓮院①
B	B	校本 (「正本」)	本
B	B	⑤京大本 (改編五巻本)	
B	B	⑯版本六家集本 (七巻本)	
A	A	㉔支子文庫本	

足がかりとなつたわけであるが、歌本文においても尊応の校合は詳細を究めている。たとえば、

法の花に仏のたねを結ことをうたかふましときくそされ  
しき

本ニをノ字無之

山ち  
しかのそのになかめし花の色ながら露もかはらぬ春の深  
わし  
春みし

2660

2724

「本ニをノ字無之」や「しかのその(鹿の園)」と「しかのうら(志賀の浦)」といふようにまことに細部にまで行き届いてい。これら尊応の校合によつて、青蓮院本の底本である義政恩賜本と、校合に用いられた「正本」との歌本文の異同が判然とするのである。そこで支子文庫本の歌本文が全く独自なものであるか、それとも類似する系統の本があるのかを検討するために異同を表にしたのが資料(三)である。

															知法常無性	
															まことをしるそ	
															まことをしるす	
世間相常住																
聞是法亦難																
等一大車																
淨仏國土																
汝等所行：																
心尚懷憂苦																
従冥入於冥																
願以此功德…																
法花最第一																
寂莫無人声																
是名持戒																
龍女成仏																
壽命無教劫																
如是展轉教																
是人持此經																
於我滅度：																
2724	2719	2714	2707	2698	2690	2685	2676	2674	2660	2655	2652	2642	2638	2637	2636	
結ことを																
草のゆるかぬ																
山の井に																
くつる物かは																
事はあらし																
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	
B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	
B	B	B	B	A	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	B	
B	B	B	B	A	B	B	B	B	B	B	B	B	C1	B	B	
A	B	A	B	×	A	A	B	A	B	A	A	A	x	A	A	

而自燃身	その身とともに	その身ももとに
如渡得船	2732	これよりそしる
施無畏者	2746	聖こそ
皆是普賢者	2757	光こそ
C <sub>1</sub> あだの花	C <sub>2</sub> 力とや C <sub>3</sub> かれぬ御法の花を見哉	C <sub>4</sub> 力とて (以下=A)
		力にや 又なき御法の花を見らむ
		A A A A
		B B A A
		X B A X
		B B A C <sub>3</sub>
		C <sub>4</sub> A

2651  
2698  
2732 は支子文庫本に存在しない歌なので問題外である。概して、この表から支子文庫本の歌本文は青蓮院本の底本（義政恩賜本）のそれと合致するようである。つまり尊円親王類聚の「正本」とは本文的にもつながらない。また「正本」と、七巻本系統や改編五巻本系統が本文的につながることも確認できるのである。

全体の構成からみると七巻本系統に（ひいては「正本」にも）新しい支子文庫本が、この八幡百首の部分については「正本」とも異なる全くの独自形態であり、歌本文も五巻本系統の青蓮院本の底本（義政恩賜本）につながることなど、成立の複雑さが窺えよう。まだまだ不明の点が多いこの百首についての更なる考察は別の機会に譲ることにしたい。

## 二 支子文庫本の独自の価値

次の(2)八幡宮法楽和歌二十首については収録場所が異なっている。支子文庫本では(1)八幡百首のすぐ後に収められているが、その他の系統では贈答歌群の最末尾に付されているのである。この収録場所について考えてみたい。

支子文庫本には(1)八幡百首とこの(2)八幡宮法楽和歌二十首との間に次の識語がみられる。

現利他而思觀自而念朝市之春華勿萎于鳳闕仙洞都鄙之秋風莫

橈於仏法王法依此倭國之風俗欲彰淨土之月輪矣

この識語は五巻本・七巻本共に二個所（八幡百首の後・贈答歌群の後に八幡宮法楽和歌二十首の前）に書かれている。しかしながら「四五之拙歌」とあるように、この識語は本来二十首歌群の序というべきものである。したがって、五巻本・七巻本共に二個所書かれているうちの前者（八幡百首の後）は誤写であると思われる。また青蓮院本に「此奥書校本ニ無之」との校注があることから、「正本」は八幡百首の後にこの識語を持っていなかつたし、その後に八幡宮法楽和歌二十首が統いて収められてなかつたのである。ゆえにこの識語が二個所に書かれた現象はもともと連続していた個所が「正本」が成立する以前に切り離されて収録されたからではないかと思う。八幡百首の後に八幡宮法楽和歌二

十首が続く支子文庫本の収録順序は「正本」以前の嘉曆類聚本の形態を伝えていると思われる。

(ハ) (イ)の部分についても八幡宮法楽和歌二十首同様独自の配列をしている個所がみられる。この四所はすべて青蓮院本の注記に一致する形態となっている。

(A) 青蓮院本では 52/6 の後に「校本ニハ此次七社歌合御詠之内俊成卿ト番ノ七番□七首被入之」という注記が付されていて、歌本文を欠脱している。支子文庫本はここに欠脱している日吉七社歌合（すなわち慈鎮和尚自歌合）内の俊成と番わられた歌群が載せられている。

(B) 青蓮院本 52/6 の後の「校本此所ニ十首被入之奥ニ書写之」という注記がある所について、支子文庫本はこの十首（青蓮院本番号では 5014 ～ 5023）を収めている。

(C) 青蓮院本 53/6 の後の「校本ニハ此處ニ十首被入之御奥ニ書加之」という注記がある所について、支子文庫本はこの十首（5002 ～ 5013）を収めている。

(D) 青蓮院本 36/31 の後の「四首落歎奥ニ書入之」という注記がある個所については、支子文庫本はこの四首（3682 ～ 3685）を収めている。

以上のように、青蓮院本の底本である義政恩賜本に欠脱している歌や収録場所が異っている歌を、注記に指示する通り（「正本」に同じく）収録しているのである。(ハ) (イ)の部分については右の四カ所だけではなく、最後の古今歌百首の跋が無いことまで、支子文庫本は青蓮院本の注記にいう「正本」にすべて軌一している。

のである。

ここで支子文庫本と「正本」の関係について整理してみたい。  
(イ) 八幡百首においては支子文庫本と「正本」とは全く別の形態をしている。(ロ) 八幡宮法楽和歌二十首については、嘉曆類聚本の形態を伝える支子文庫本の配列場所と異なり、「正本」はその他の系統と同じ場所に収めている（ただし、歌本文の校異は支子文庫本と「正本」は軌一している）。(ハ) (イ)の部分については、全く支子文庫本は「正本」に軌一している。つまり支子文庫本は「正本」と合致する部分と異なる部分とが混在しているわけで、その意味では支子文庫本は独自な価値を有しているのである。

それから支子文庫本と「正本」とが合致する部分 (ハ) (イ) については、支子文庫本（嘉曆類聚を伝える系統本）から「正本」へと忠実に継承されていることが言える。もちろんその前に支子文庫本が嘉曆類聚本そのままの原初形態であるかどうかについて検討しなくてはならない。(ロ) の最後は厭離欣求百首（3375 ～ 3474）、(イ) の最初は厭離欣求百首最末尾の三首と跋（3475 ～ 3477）なので (ハ) (イ) は当然のことながら連続する性格のものである。したがって支子文庫本は (ハ) (イ)（七巻本の巻六に同じ）の間に錯簡が生じてることになり、(ロ) 雜載部分（5217 ～ 5427）が入りこみ、正しい配列の原態ではなくなっている。その意味で七巻本系統の巻六の方が正しい配列といえるのではないかだろうか。また支子文庫本と五巻本・七巻本系統の形態を比較してみると、支子文庫本は百首歌群（七巻本系統でいえば巻二・三・四など）を欠脱している可能性が充分あると思われる。

支子文庫本が「正本」と異なる部分については、特異な八幡百首を中心に考えると、嘉曆類聚本（一題一首の形態）そのままに継承されないで、他の異なる形態の本（「正本」や義政恩賜本など）にとって代られている。このことから、嘉曆類聚本が「正本」へと増補・発展する線上に何も故障がなかったとは思われないが、この嘉曆類聚本と「正本」の関係については今のところ支子文庫本以外には手がかりがないのである。

### 結び

拾玉集は六千首余りを有する大部の歌集であるので、かなりまとまつたものが嘉曆類聚の資料になつたと思われる。たとえば八幡宮法楽和歌二十首の後に「承久三年後十月廿五日書写了、是は前大僧正御坊之御本也、在御判」という跋が付されているよう

に、承久の変以後慈円は自らの詠草を書写せしめているのである。<sup>(12)</sup>また鎌倉期末成立とされる夫木和歌抄にも「御集」「家集」という字が見えていることからも、かなりの自撰資料があつたと思われる。

ともあれ現存の青蓮院本にみる六千余首になるまでに度重なる類聚・増補がなされたのであろう。因みに、古今歌百首の跋の後にある青蓮院本の注記「私云校本ニ此奥詞無之并此後之百首等無之右千五百番歌合ノ百首ニテ上句了仍右詞以下以仙洞御本令校合了」から、「正本」には古今歌百首の跋と仙洞・正治二度・内大家の各百首が無かつたことがわかる。支子文庫本も古今歌百首の後に跋も無く、その後に尊円親王による嘉曆類聚本奥書がつけら

れている。つまり、「正本」にも嘉曆類聚本にも存しないものを、義政恩賜本は有しているわけである。しかもこの仙洞百首は秀歌百首草の精選形態のものであり、拾玉集に収録されている百首をみると限り、同じ百首歌の精選本と草稿本とが併置された例は他には見当らない。<sup>(13)</sup>また古今歌百首の跋と同様に多くの百首の跋が「正本」には無いが、義政恩賜本は存している。そもそも青蓮院本は義政恩賜本を「正本」で校合したものであるので、この校合の意味から義政恩賜本が「正本」とは違った系統のものであることは自明であり、校合する価値のある本であることを示している。この義政恩賜本が嘉曆類聚段階を経ていることは百首の配列などからわかるので、以上を総合的に考え併せると、義政恩賜本は「正本」とは別個に嘉曆類聚本をさらに増補・発展させたものと言えよう。

嘉曆類聚本から「正本」と義政恩賜本の二系列に発展した原因については、すでに述べたように嘉曆類聚本から「正本」へと発展する線上で何か故障（たとえば戦乱などで散佚）があったのだろうと推定している。この更なる増補を立証する徵証は無いが、八幡百首の問題などを今後の研究の課題にしたいと思つてゐる。

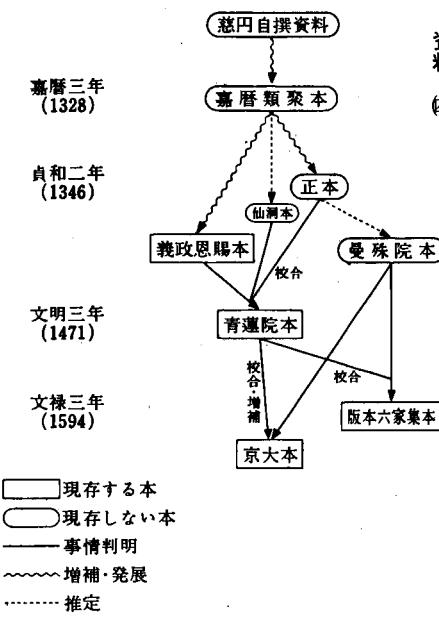
また曼殊院本の祖本については、八幡百首の歌の配列順序からも、「正本」と同系統であると思われる。その成立もかなり早い時期に遡れるのではないだろうか。七巻本系統の巻二・巻七相当の残欠本である書陵部桂宮本の前巻に次の書写奥書がある。

此本自宝池院殿被領下了

この正徹という署名は判然としていないが、もし正徹（永禄元年～長禄三年）で正しいとすれば、文明三年青蓮院本成立以前にすでに曼殊院本ができてしたことになる。そういう意味でも曼殊院本系統の本はもっと評価すべきだと言える。

拾玉集の成立の問題にはまだまだ不明の点が多く、今後とも考察を続けていかねばならないが、最後に伝本の系統図を提示して後稿に譲りたいと思う。

#### 資料 四



- (1) 多賀宗隼「拾玉集諸本と成立—青蓮院本を中心として」  
 (2) (史学雑誌 67-4・昭33) 多賀宗隼「京大本を中心とした拾玉集諸本の研究」(文学)

- (16) 16-6・昭23) 久曾神昇「広本拾玉集の紹介」(日本文学史研究9号・昭26)、鈴木茂生「広本拾玉集の書誌的研究」(愛知大学国文学三号・昭29)
- (3) (3) 間中富士子氏は嘉曆類聚本の奥書きがあることから、嘉曆類聚本と「異本」を混同しているようである。
- (4) (4) 在九州国文資料影印叢書第二期に拾玉集が収められ、西丸妙子氏の解題を付す。
- (5) (5) 間中富士子氏は京都大学図書館蔵六家集が同一筆跡であり、その集中の「玉吟集」などの書写年月が慶長十一年とあることから、慶長十一年（一六〇六）頃とする。
- (6) (6) 間中富士子氏著書「慈鎮和尚及び拾玉集の研究」
- (7) (7) 「支子文庫本『拾玉集』について」(語文研究51号・昭56)
- (8) (8) 実際にはどの本も百二題。青蓮院本は262を除き、263と重複、位置もおかしい) 一四六首、七巻本は一四四首、支子文庫本は一〇二首記されている。
- (9) (9) 西丸氏論文(同注7)には見当らないとしているが、独立して伝わる書陵部御所本「法華要文百首和歌」(502・22)はこの系統である。
- (10) (10) 乙本の歌が後に位置する場合には(5)(6)(8)(9)(10)(12)(15)(16)(18)
- (11) (11) (5)、前に位置する場合には(1)(2)(3)(7)(11)(13)(14)(17)（ただし、(4)は七巻本に264の歌は入っていないので除く）が適合する。
- (12) (12) 青蓮院本では368の前に「閑居之次此二首証本在之落歟仍書入之」の注記がある。青蓮院本の内題の下に「本ニハ二首ツ、載之其間歌一首斗程闕在之」とあり、二首で一単位となっているので「二首」としているのかかもしれない。
- (13) (13) 抽稿「青蓮院本拾玉集の成立について」の中で論述している。
- 注記がある。